

遊牧民族における牧畜革命と「牧奴制」

Slavery System and Serfdom in Pastoral Society

大西 広

奴隷制・農奴制概念の再検討

資本主義や社会主義の定義が単なる歴史事実の観察だけではできないのと同様、奴隷制や農奴制もその概念の確定はすぐれて理論の問題として存在する。そして、その趣旨から筆者は大西広『マルクス経済学』慶應義塾大学出版会、2012年、同『マルクス経済学(第2版)』慶應義塾大学出版会、2015年においてその転換が集約農業の成立にあるとした。その趣旨は、まずは長期的な人口圧力によって生産性の高まった土地を「与えられた」農民は強搾取の下でも簡単には「逃散」できなくなるというところにあった。奴隷は人格的な束縛なしには搾取者が搾取することはできないが、農奴には人格的自由を与えられる。それが可能なのは「与えられる」土地の高生産性がポイントとなっているとの理解であり、したがって、各農民にはある種の土地所有権の付与(下級所有権)が伴わなければならない。ここが農奴制を重層的土地所有権をもって定義する議論と関わってくる。筆者の考えるところ、同じ農業社会でありながら、奴隷制と農奴制という異なる生産様式を持ったとするマルクス史的唯物論を説得力を持って論ずるこれ以外の方法を筆者は知らない。この趣旨から私は中国の「農奴制」は鉄製農具の普及によって中耕が可能となった戦国期ないし秦漢時代に始まったものと理解してきた。

もちろん、中国の農業システムも戦国・秦漢期以降の変転も大きく、宋元期から明清期にかけての一田両主制の生成・発展、さらには明末・清代におけるヨーロッパにおける独立自営農民に似た存在の生成へと続く。このため、こうした「後期農奴制」と戦国・秦漢期から唐代までの「前期農奴制」の区分も重要であり、それを筆者は国家主導的なそれと「田主」主導のそれとの区別として理解し、前期を「国家農奴制」と、後期を「封建農奴制」と理解しようとしている。前者は基本的には中村哲「中国専制国家の理論的諸問題—吉田滋一『中国専制国家と家族・社会意識』を中心に—」『新しい歴史学のために』第282号、2013年抽出した「国家的土地所有」を基礎とした農奴制に対する私なりのネーミングである。¹

¹ 「前期」も「後期」も農奴制である限り土地所有はともに重層的なものであったが、「前期」におけるその上級所有権は国家に属していた。これは戦国期秦に導入された阡陌制という名の国家主導の土地区画整理事業によっている(米田賢次郎「二四〇歩一畝制の成立について—商鞅變法の一側面」『東洋史研究』第26巻第4号、1968年参照)。そして、この阡陌制の解体後も、中村哲「中国専制国家の理論的諸問題—吉田滋一『中国専制国家と家族・社会意識』を中心に—」『新しい歴史学のために』第282号、2013年主張するように中国は専制国家として国家的土地所有は継続することとなった。ただし、その後、宋元期から

さらにもう一点、理論的に奴隷制、農奴制を概念化する上で重要なのは奴隷制の開始を何によって定義するか、言い換えればその前段たる無階級社会を何によって定義するかという問題である。マルクス主義歴史学の中では、この問題を考える上での出発点はエンゲルスによる『家族、私有財産および国家の起源』における米州イロクォイ族インディアンの氏族社会の評価にあり、もっと言うと、それを無階級社会としたことにあった。このため、初期的な農業を持つこうした社会もまた階級が存在しないものとされたのである。

しかし、それでも、少なくとも彼らの祖先の一部は巨大な墳墓を持つ社会を形成しており、そこでは財産の世襲も確認されている。エンゲルスが知らなかったこの事実を確認し、かつまた農奴制以前の他人労働の搾取社会一般を「奴隷制」と見做すならば、階級社会の発生を我々はエンゲルスより早いものと見ることができるといえる。というより、数百万年前に成立した「人類」が農業の発明でその数百万年間の狩猟採集経済からの脱却をなし遂げた際、その生産力上の飛躍は決定的なものであったと想定せざるを得ない。言い換えると、そこで初めて人間の生産力がその必要消費財の消費量を上回ることとなり、したがって剰余生産物が発生することとなったはずである。そうするとこの時点で階級社会となったと考えるのがやはり自然である。これらの意味で筆者は農耕社会の出現をもって基本的には最初の階級社会(奴隷制社会)が発生したものと理解している。²

明清期にかけての「後期」には一田両主制が生成、発展し、国家/直接的生産者間の土地所有の二重性よりも、田主/佃戸(直接的生産者)間の二重性が前面に出てくることである(寺田浩明「田面田底慣行の法的性格—概念的な分析を中心として」『東京大学東洋文化研究所紀要』93冊、1983年)。この過程で、直接的生産者の地位は傾向的に上昇し、明末・清代にはヨーロッパにおける独立自営農民に似た存在に近づいているので、これは「封建農奴制」と呼ぶにふさわしい。この変化を方行「清代佃農の中農化」『中国学術』2000年第2号、2000年は「中農化」と、仁井田陞『中国法制史研究—奴隷農奴制・家族村落法』東京大学出版会、1962年は「第一次農奴解放」と評価している。

筆者は資本主義の前期には「国家資本主義」が一般化し、その後期には「市場資本主義」が一般化すると主張しているが、この流れと全く対応しているのが興味深い。

なお、この「所有権の二重化」において重要であったことのひとつに開墾による農業の集約化があったことも特筆しておきたい。阡陌制の土地区画整理事業では国家が直接に耕地を造成し、少なくとも一部の一田両主制の成立に際しては佃戸による開墾が行われている(草野靖「宋元時代の水利田開発と一田両主慣行の萌芽(上)」『東洋学報』第53巻第1号、1970年)。この後者は資本主義的土地所有における差額地代の第2形態として引き継がれるものである。また、日本における「国家農奴制」は班田収受法による国家的土地所有体制、「封建農奴制」は貴族階級没落後の領主化した武士階級支配の体制となる。

² 筆者のエンゲルス『起源』への批判は大西広「北米東部インディアン研究の到達点とエンゲルス『起源』(1)」『経済論叢』第172第4号、2003年、同「北米東部インディアン研究

ともかく、こうして「奴隷制と農奴制という異なる生産様式を持ったとするマルクス史的唯物論を説得力を持って論ずるこれ以外の方法を筆者は知らない」以上、この枠組みで様々な歴史がどこまで解釈できるかを限界まで試みる以外に「マルクス史的唯物論」を防衛する道はない。その趣旨から、本稿では、農業と並ぶ重要な産業部門としてあった牧畜業の生成・発展にこの枠組みを当てはめてみたい。具体的には、最も発達した牧畜業システムと考えられる遊牧社会の歴史的発展過程を対象とする。

遊牧社会形成への過程とその時期区分

それで、早速、その生成の過程を林俊雄『スキタイと匈奴—遊牧の文明』講談社、2007年、同『遊牧国家の誕生』山川出版社、2009年、雪嶋宏一『スキタイ—騎馬遊牧国家の歴史と考古』雄山閣、2008年の解説を使って整理すると次の年表のようになる。

BC9000年頃(一説に BC21000年頃)	肥沃な三日月地帯に農耕発生
BC7600年	肥沃な三日月地帯で羊と山羊の家畜化
BC7000-6500年	肥沃な三日月地帯西側草原で狩猟採集民が補足的に家畜飼育 その後、冬や夜間の保護のためにのみ家畜を囲うように=放牧化
BC6000-5000年	ユーラシア草原地帯で農耕・牧畜・狩猟の定住型複合経済
BC5500年	西アジアでの温暖化が遊牧を促進 動物のある程度の統御が可能となり「家畜化が完成」(ここでは大型定住集落と農耕の確立が家畜化の前提となる。)
BC3500年	メソポタミアで車の発明。200-300年遅れてユーラシア草原地帯にも広まる。
BC3000-2200年	ウクライナ地域で農耕・牧畜の定住型複合経済
BC2000年前後	メソポタミアで初期的な騎馬の始まり
BC2600-2000/1900年	ウラル東側に農耕・牧畜の定住型複合経済
BC2000/1900年	ユーラシア草原地帯に青銅器文化始まる
BC14C 後半	エジプトで騎馬始まる
BC13-12C	エーゲ海方面で騎馬始まる
BC1300年	ユーラシア草原地帯東部で後期青銅器文化(カラスク文化)。馬の制御に不可欠な「くつわ」の発明。
BC10-9C	ユーラシア草原地帯に騎馬が普及(カラスク文化後期)。騎馬遊牧文化

の到達点とエンゲルス『起源』(2)『経済論叢』第172第5・6号、2003年、同「北米東部先住民研究の史的唯物論的意味」『日本の科学者』第39巻第10号、2004年、同「エンゲルス『起源』の再検討-アメリカ先住民研究の到達点から-」『唯物論と現代』第36号、2005年参照。

	始まる。BC9Cには中国北部にも到達。
BC10-9C	モンゴル高原に王権(モンゴル、オラーン・オーシグ遺跡、副葬品はないが、それを囲む鹿石に月、太陽などの彫刻)
BC9-7C 中葉	先スキタイ時代(キンメリア人など)からスキタイ時代初頭(この後半期に諸遊牧民グループの西遷)
BC9C 後半-8C 前半	南シベリア(モンゴル高原の北)に王権(アルジャン古墳群で青銅製の馬具、武具、装飾品が出土)
BC7-6C	初期スキタイ時代
BC5-4C(or3C 初期)	古典スキタイ時代(これを中期と後期に分類するものもあり)先スキタイ時代からここまで古墳の増築が続く。
BC4C	匈奴出現(BC209-174年に冒頓単于が在位)

この年表から得られる特徴は次の 5 つである。すなわち、①遊牧化への進展は、エジプト、西アジアからウクライナまでの地域と中央アジア草原部には時間的な差があり、前者が後者に先行した。②しかし、その上で両地域における牧畜業の発展に注目すると、牧畜には定住農業が先行している。③当初の牧畜は半農半牧の定住型であった。④それが遊牧に発展するには車輪と青銅器製の馬具の発明が前提となっていた。⑤遊牧経済は明確な王権の成立をももたらした。

このうち、④の特徴は筆者が前掲、大西 2015 年の冒頭で論じた鉄器の重要性に通ずるものなので少し解説する。馬に乗ってもそれを右に動かすか左に動かすかは手綱がなくてはならないが、そのためには馬の前歯と後歯の間のすきまに通す^{はみ}銜(くつわ)が発明されなければならなかった。この他、裸馬の背中は脊椎が張りだしているのが鞍に代わるものも必要であったが、とにかく最重要なものは^{はみ}銜(くつわ)であって、それがあって初めて動物と共に移動できる範囲は一気に拡大し、したがって家畜に食べさせることできる草の量も拡大、つまり労働生産性が一気に向上した。また、馬は牛と違って俊敏な動きもできるので、家畜群の急な動きにも対応できるだけでなく、騎馬戦の形で彼らの戦闘能力をも飛躍的に向上させている。これにはもちろん、青銅による武具の発達も関わっているが、とにかくこうして彼らの戦闘能力の向上は支配する草原の拡大⇒家畜頭数の増大をもたらすので、これは牧民たちを戦闘に参加させるインセンティブ要因となり、当初にはそれを首尾よく行った氏族が、後には部族や国家が強大化する。これがペルシャ帝国や中国を北方から脅かしたスキタイや匈奴となっている。なお、この戦闘能力と長距離の移動能力の発達は農産物を他民族から交易や戦闘で獲得する能力の発達でもあり、それが彼らの牧畜業への特化を可能とした。とにかく、こうして青銅製の馬具の発明による遊牧経済の成立は生産力的な飛躍を実現している。この金属馬具は鋤や犁といった金属農具に比べて小さなものであったため、鉄器の発明・普及を待たずとも青銅器の発明・普及でここでは充分であった。また、こうして牧畜業における馬の生産力的意義が農業における牛の生産力的意義に比さ

れることを確認しておきたい。

しかし、こうして成立したスキタイや匈奴などの生産様式は農業部門における奴隷制に対応するものなのか農奴制に対応するものなのかが問題となる。そして、これまでの多くのマルクス派歴史学者は、後のモンゴル帝国期における遊牧社会の更なる生産力発展をもって「封建制」の成立とし、よってスキタイや匈奴などの生産様式は「古代的生産様式」や奴隷制に相応するものと考えてきた。たとえば、伊藤幸一『モンゴル経済史を考える』法律文化社、1995年や高文徳『蒙古奴隷制研究』内蒙古人民出版社、1980年などがその例となる。ただし、筆者は本稿冒頭の奴隷制理解から、以前の狩猟と採集のみに依存した原始共産制期の生産力から半農半牧の生産力への飛躍の大きさを重視して、「奴隷制」への進展はこの時期=BC7600年頃に発生したものと考えている。この時期の農業はまだ集約農業とは言えず、牧畜業も家畜を定住地周辺の草原にしか放牧できない限定的なものにすぎなかったが、それでもこの両者は採集業とは違って「耕地」を造成し、また家畜の一部を「生産手段」として食わずに保護した立派な「迂回生産」であった。この意味で、本稿はBC7600年頃からBC10-9世紀頃までの数千年間を「奴隷制」期と想定する。前掲、大西2015年の基本的主張は農業の発生が階級社会を開始させたということであったが、この理解と整合的な牧畜業の理解はこうでなければならないだろう。

ただし、この時期に明確な「奴隷」が記録されているわけではないので、「奴隷制」と呼ぶ理由は改めて明確化しておく必要がある。というのは、筆者の「奴隷制」は集約農業を基礎とした「農奴制」における農奴の人格的自由さとの対比として定義されているからである。「農奴制」段階の農地は鉄器の利用によって土地生産性の高いものとなっているが、その下級所有権を与えられた農民は強搾取の下にあってもそう簡単に逃げられなかった。与えられた土地に高い生産性が期待されるからであり、このために「農奴制」においては搾取階級による彼らへの直接的な暴力的支配は不要であった。ここで問題としている遊牧経済においても、戦闘能力を持った遊牧集団に服属した個別遊牧民は、家畜を私有したが、主たる生産手段としての土地は諸侯支配下で使用権のみ認められていた³。この意味で、農業における農奴制と同様、生産手段の所有が重層化していたものと理解され、烏日陶克套胡『蒙古族游牧経済及其変遷』中央民族大学出版社、2006年はそれを「牧奴」と表現している。

したがって、ここで重要なことは、遊牧経済下では「農奴」と同様に個別遊牧民には人格的な自由が存在したが、それは生産様式が遊牧化して以降のことだということである。それ以前の半農半牧期の草原では、個別に定住をしていたのみであったので、「集団」はせいぜい氏族的規模に止まり、その剰余生産物は氏族の支配者が収奪するか、さもなければその氏族を丸ごと支配する別の氏族に吸い取られたものと思われる。この際、何らかの強

³烏日陶克套胡『蒙古族游牧経済及其変遷』中央民族大学出版社、2006年、100-101ページ参照

制がなければならなかったという意味で、この生産関係は「奴隷制」と理解される。

なお、モンゴル地区遊牧社会において「孛斡勒(bogol)」と呼ばれた「奴隷」は匈奴時代に登場し、南方の中国や他部族から戦争で拉致された手工業者や農民がその身分で個別牧民に「所有」されていた⁴。ただし、これはこの社会における周辺の産業でしかなく、人口的にも少数であるので、いわばチベット農奴制期に存在した手工業奴隷に比される。彼らは戦争などで大きな貢献をすると身分も上昇し、時には貴族にもなった。家庭を持ち、少量の私有財産も持っていたので、烏日陶克套胡『蒙古族游牧経済及其変遷』中央民族大学出版社、2006年など現代の中国歴史学では基本的に農奴と理解されている。

こうして草原地帯の牧畜業における「奴隷制」と「牧奴制」の基本的区分を示したが、その大区分の下で「牧奴制」たる遊牧経済にもスキタイや匈奴などの「前期」とモンゴル帝国などの「後期」に小区分して分析することもできる。氏族の存在が大きかった前期社会では有力氏族が「貴族階級」を形成し、その中でも最も軍事的能力に長けた者、たとえば匈奴の冒頓が王権を掌握した。したがって、ここでは行政機構はそのまま軍事機構となっており⁵、牧民たちが氏族に属するという事は、そのまま行政・軍事機構すなわち国家に直属していたということとなり、牧民たちはそのまま戦士でもあった。これは中国戦国期の国家体制とほぼ等しい。この意味で、この時期の遊牧社会は「国家牧奴制」と理解できる。

しかし、その後、モンゴル帝国期には一方では専門の軍隊が組織され、その最高指導者たるハーンの下に諸侯、家臣、陪臣というピラミッド型の政治機構が整備されるに至る。これをもって烏日陶克套胡『蒙古族游牧経済及其変遷』中央民族大学出版社、2006年や高文徳『蒙古奴隷制研究』内蒙古人民出版社、1980年に代表される中国歴史学や伊藤幸一『モンゴル経済史を考える』法律文化社、1995年はこの時代を「封建領主制」ないし「封建制」と理解する。個別の牧民たちは直接には土地を支配する「領主」という末端の支配者に服属したので、確かにこれはヨーロッパや日本、さらにはチベットなどの封建制と瓜二つである。これは筆者の立場からすると「国家的」なタイプでない形、つまり「民間的」なタイプの「牧奴制」ということとなる。私は前掲、大西 2015年の第6章で中国農業部門の農奴制が「国家農奴制」から「土地占有農奴制」へと進んだことを述べたが、それと同じ歴史が遊牧経済にもあったことになる。⁶

⁴ 沢田勲『匈奴—古代遊牧国家の興亡』東方書店、1996年、144-5 ページ参照

⁵ 沢田勲『匈奴—古代遊牧国家の興亡』東方書店、1996年、127-131 ページ参照

⁶ ただし、清代以降は治安や生産性の改善による人口増が原因となって徐々に遊牧の移動範囲が狭められ、ついには夏季と冬季に決められた牧草地を移動する「移牧」ないし「放牧」に移行する。人口増による生産システムの変容という意味ではこれも前掲、大西 2015年の議論に通じる。

おわりに

以上、本稿では、マルクス史的唯物論の基本的枠組みを防衛するために必要と思われる思考実験を遊牧業について行った。上述のように筆者はマルクス史的唯物論には現代歴史学の地平の上に必要となるいくつかの課題があり、それには人類起源の年限がどんどん遡られ、北米インディアン研究が深まったということ、それに奴隷制と農奴制の明確な理論的定義の必要性などがあると考えている。そして、そのために前掲、大西 2012 年や 2015 年などで論じた奴隷制と農奴制に関する理解を遊牧業に拡張する作業を本稿で行った。

その結論は、スキタイや匈奴によって確立された「遊牧」という生産様式は農業における「農奴制」に対応すること、しかし、そのシステムもスキタイ、匈奴に代表される「前期」の「国家牧奴制」とモンゴル帝国によって代表される「後期」の「民間的」なタイプのそれに小区分されるというものであった。史的唯物論の適用可能性についての関心を持続させておられる歴史学者諸兄のご検討を願う次第である。

(おおにし ひろし)